

横瀬町出産祝い金支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横瀬町出産祝い金支給条例(平成21年条例第1号。以下「条例」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条第1号に規定する本町に引き続き6月以上住所を有するものとは、申請日において6月以上住民基本台帳に記録されている者とする。

2 条例第2条第3号に規定する町税に滞納がないものとは、父母又は父母がいない場合においては当該子を養育する者に滞納がないものとする。

(受給資格の認定の申請)

第3条 条例第4条に規定する申請書は、横瀬町出産祝い金受給資格認定申請書(様式第1号)によるものとする。

(認定の決定及び通知)

第4条 町長は、条例第4条に規定する申請があったときは、必要な調査を行い、受給資格の決定をするものとする。

2 前項の規定により、受給資格があると認めるときは、横瀬町出産祝い金受給資格認定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により、受給資格がないと認めるときは、横瀬町出産祝い金受給資格申請却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第2号)

この規則は、平成23年3月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第5号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成28年規則第21号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。